



平成 18 年 11 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社 中央経済社
代表者名 代表取締役社長 山本 時男
(J A S D A Q ・ コード 9476)

問合せ先

役職・氏名 社長室部長 津原 均
電 話 03-3293-3371

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 12 月 19 日開催予定の第 69 回定時株主総会において、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、定款を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

- (1) 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、変更案第 5 条（機関の設置）を新設するものであります。
- (2) 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、変更案第 8 条（株券の発行）を新設するものであります。
- (3) 会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主についての権利を明確にするため、変更案第 9 条（単元未満株主の権利）を新設するものです。
- (4) 取締役会決議によって取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる制度を導入することにより、取締役及び監査役が役割を十分発揮できるよう変更案第 28 条（取締役の責任免除）、変更案第 33 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。
- (5) 上記のほか、会社法及び関係法令に合わせて用語、表現及び引用条文の変更を行うとともに、あわせて条数の変更等を行うものであります。

(6) 変更案は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略) (<u>公告の方法</u>)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(新設)</p> <p>第2章 株式</p> <p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第5条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、1,000株とする。</p> <p>② <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。</u></p> <p>(株式の総数)</p> <p>第6条 <u>当社が発行する株式の総数</u>は、7,890,000株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株券の種類及び株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>② <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり) (<u>公告方法</u>)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>(<u>機関の設置</u>)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>(<u>単元株式数</u>)</p> <p>第6条 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p>(第2項は、変更の上、第8条2項に移項)</p> <p>(<u>発行可能株式総数</u>)</p> <p>第7条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、7,890,000株とする。</p> <p>(<u>株券の発行</u>)</p> <p>第8条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株式を発行しないことができる。</u></p> <p>(第7条は変更して第6章に移項)</p> <p>(<u>単元未満株主の権利</u>)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、<u>以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社が発行する株券の種類及びに<u>株主名簿記載事項の変更</u>、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>② <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p>

<p>は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>③ 株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>（基準日）</p> <p>第10条 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その<u>決算期</u>の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>（招集の時期）</p> <p>第11条 （条文省略） （招集権者及び議長）</p> <p>第12条 （条文省略） （株主総会の決議）</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> （議決権の代理行使）</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主又は前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。 （議事録）</p> <p>第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、<u>議長及び出席した取締役が記名押印する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（員数）</p> <p>第16条 当会社の取締役は、6名以内とする。 （選任方法）</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 （任期）</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>③ 株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>（基準日）</p> <p>第12条 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度</u>の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>（招集の時期）</p> <p>第13条 （現行どおり） （招集権者及び議長）</p> <p>第14条 （現行どおり） （株主総会の決議）</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> （議決権の代理行使）</p> <p>第16条 （現行どおり）</p> <p>② 株主又は前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 （議事録）</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（員数）</p> <p>第18条 （現行どおり） （選任方法）</p> <p>第19条 取締役は、株主総会<u>の決議によって選任する。</u></p> <p>② （現行どおり）</p> <p>（任期）</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② （現行どおり）</p> <p>（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>第21条 （現行どおり）</p>
---	--

<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 19 条 取締役会の決議をもって、取締役の中から取締役社長 1 名を選出する。その他必要に応じ、会長、副会長、副社長、専務、常務の各取締役を定めることができる。</p> <p>② 取締役社長は当会社を代表する。</p> <p>③ 取締役社長その他、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 20 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 21 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 23 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役</p> <p>(員数)</p> <p>第 26 条 当会社の監査役は、2 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 27 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>(任期)</p> <p>第 28 条 監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了すべき時までとする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第 29 条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役社長その他、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 25 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 当会社は、会社法第 426 条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条の行為に関する取締役(取締役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>第 5 章 監査役</p> <p>(員数)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 30 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(任期)</p> <p>第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 33 条 当会社は、会社法第 426 条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条の行為に関する監査役(監査役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>第 6 章 計算</p> <p>(事業年度)</p>
---	--

<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p><u>第30条</u> 当社の営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当)</p> <p><u>第31条</u> 利益配当金は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第32条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当金を支払うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(第2章 第7条より変更して移項)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第33条</u> 利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p> <p>② 未払いの利益配当金及び中間配当金には、利息をつけない。</p>	<p><u>第34条</u> 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p><u>第35条</u> 当社は、株主総会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p><u>第36条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第37条</u> 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第38条</u> 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p> <p>② 未払いの期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。</p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成18年12月19日

定款変更の効力発生予定日

平成18年12月19日

以上